

3 高齢者の意識への対応

プランの策定にあたり、高齢者の生活状況や活動状況、また超高齢社会に対する意識や介護保険サービスに対する意向などの実態を把握するため、「高齢者一般」「在宅要支援認定者調査」「在宅要介護認定者調査」の3区分でアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

【調査対象・回収状況】

種別	対象者	対象者人口(人)	発送数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	市内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人	178,585	5,000	2,785	55.7%
在宅要支援認定者調査	市内在住の介護認定(要支援1・2)を受けている人(施設入所者を除く。介護保険サービス未利用者を含む。)及び事業対象者の人	11,157	2,000	1,040	52.0%
在宅要介護認定者調査	市内在住の介護認定(要介護1~5)を受けている人(施設入所者を除く。介護保険サービス未利用者を含む。)	18,866	3,000	1,477	49.2%
合計		208,608	10,000	5,302	—

※対象者人口：平成31(2019)年4月1日現在

【調査方法等】

抽出方法 介護保険システムから該当者を無作為抽出

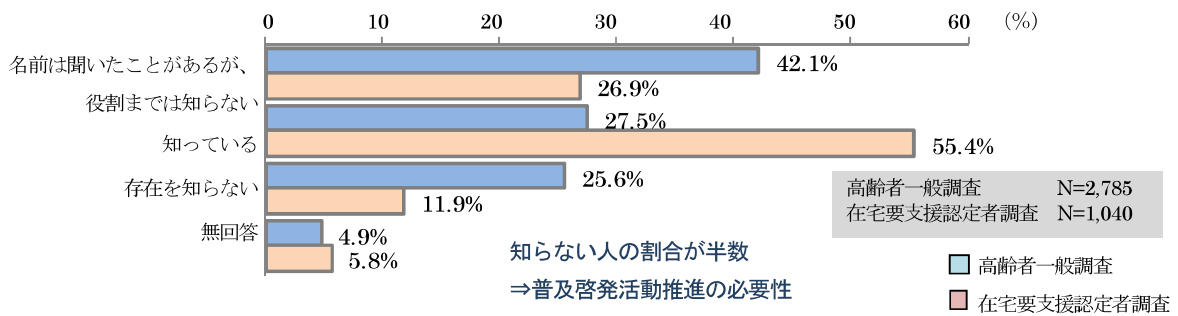
基準日 令和元(2019)年12月18日現在

調査方法 郵送(自記式)

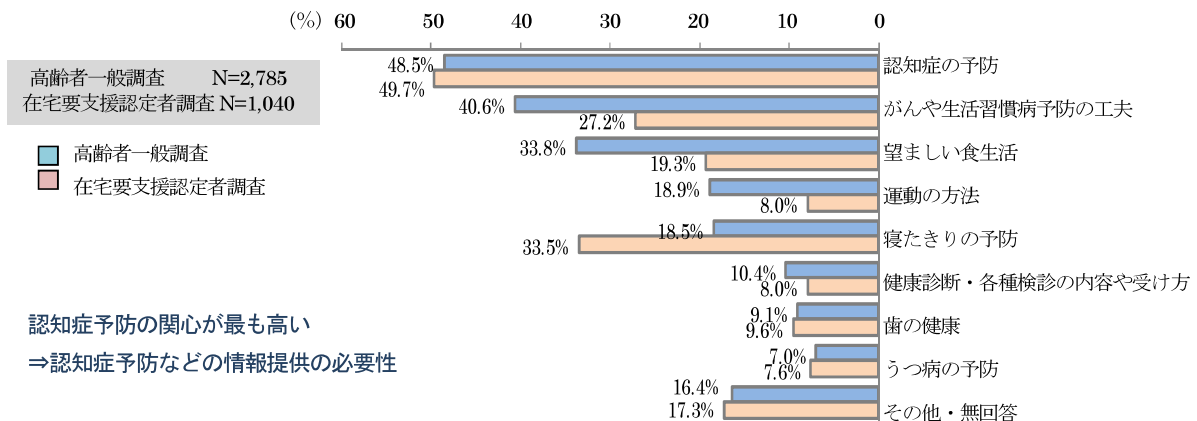
調査期間 令和元(2019)年12月25日～令和2(2020)年1月24日

(2) 調査結果(抜粋)

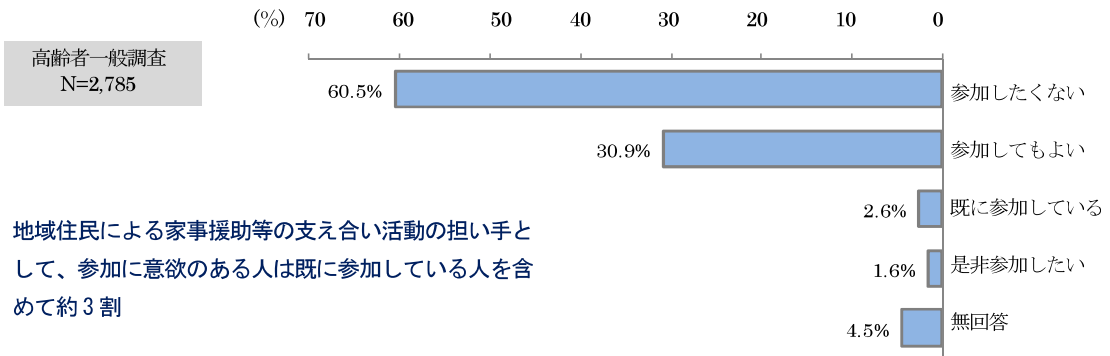
【地域包括支援センターの認知度】



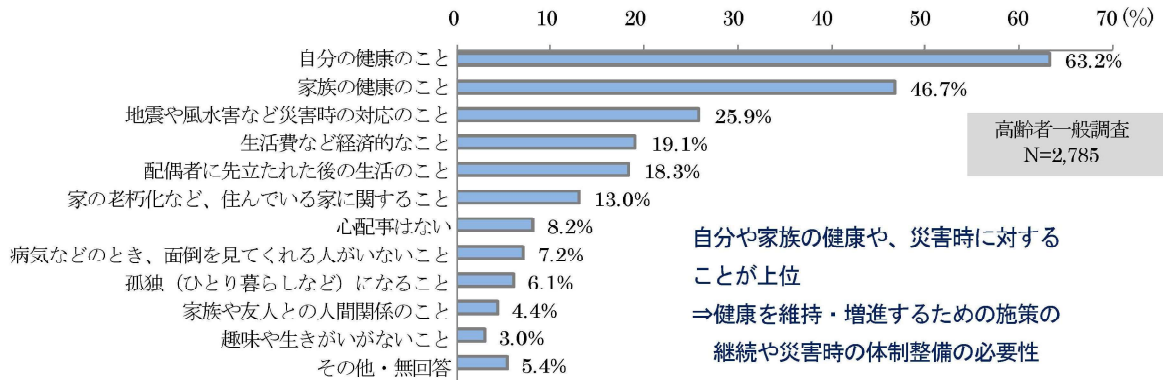
【健康について知りたいこと】



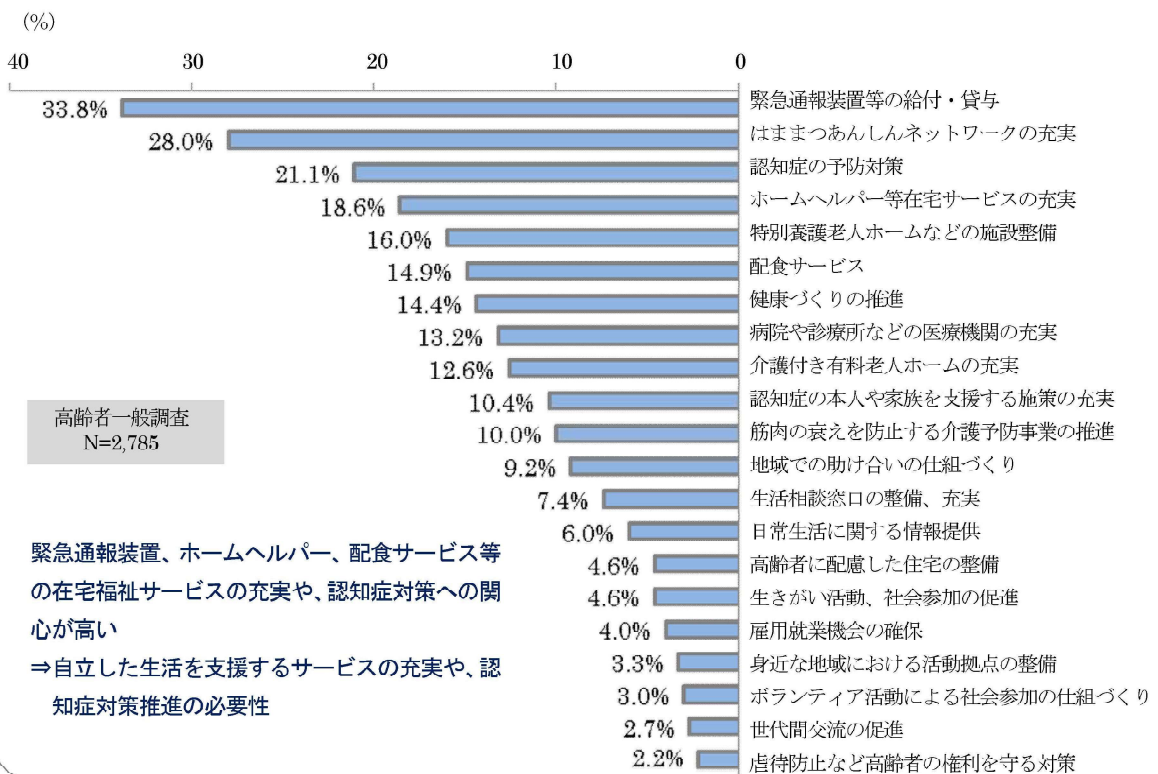
[地域の支え合い活動の担い手としての参加希望]



[心配ごとや悩みごと]

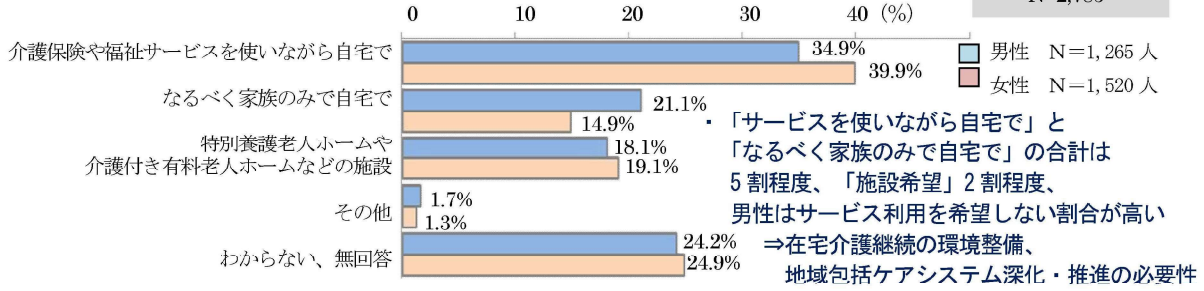


[高齢者が求める福祉施策]



[自身の介護場所] 自分に介護が必要になった場合の希望介護場所

高齢者一般調査
N=2,785

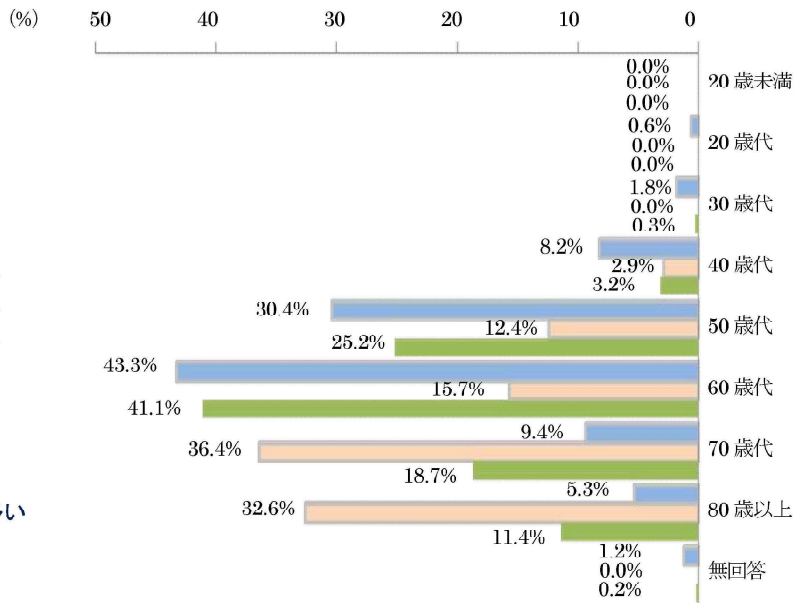


[主な介護者の年齢] 家族・親族（同居していない子供・親族含む）からの介護がある人への回答

在宅要介護認定者調査
家族構成別クロス集計
N=1,038

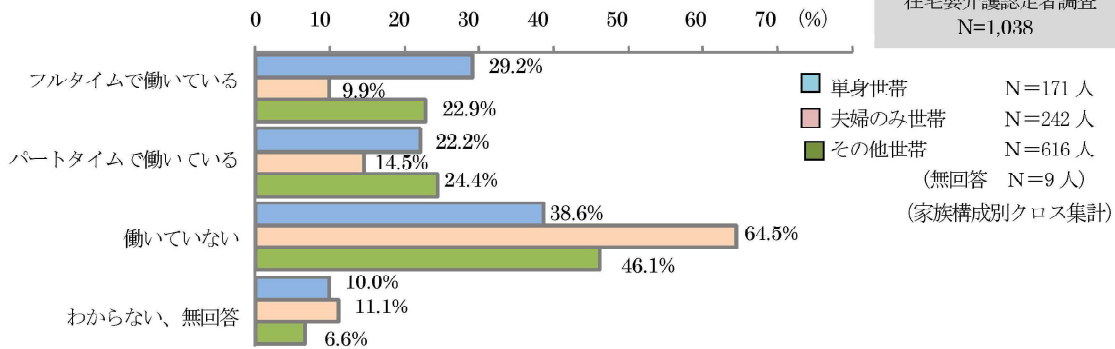
■ 単身世帯 N=171人
■ 夫婦のみ世帯 N=242人
■ その他世帯 N=616人
(無回答 N=9人)

- ・単身世帯は50～60歳代が多い(60代が43.3%)
- ・夫婦のみ世帯は70～80歳代以上が多い(70歳以上が69.0%)

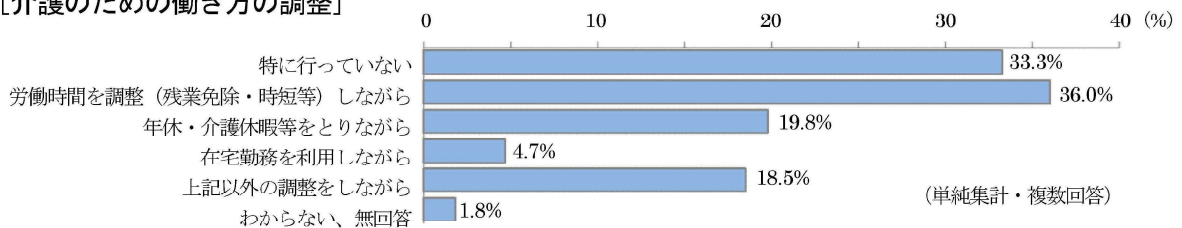


[主な介護者の勤務形態]

在宅要介護認定者調査
N=1,038

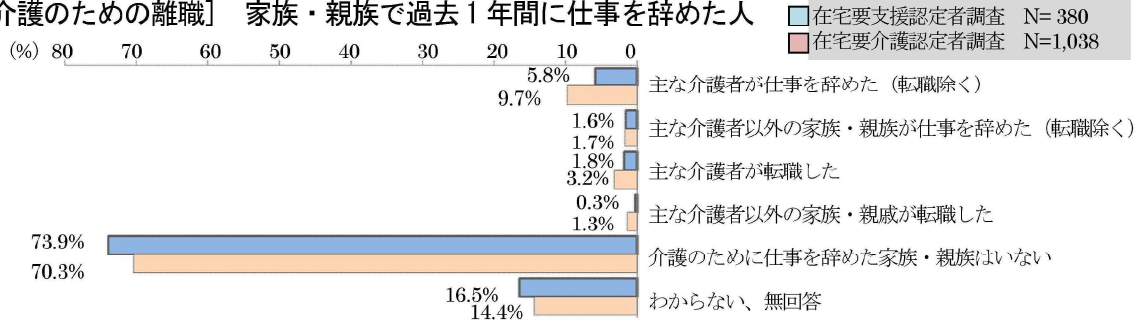


[介護のための働き方の調整]



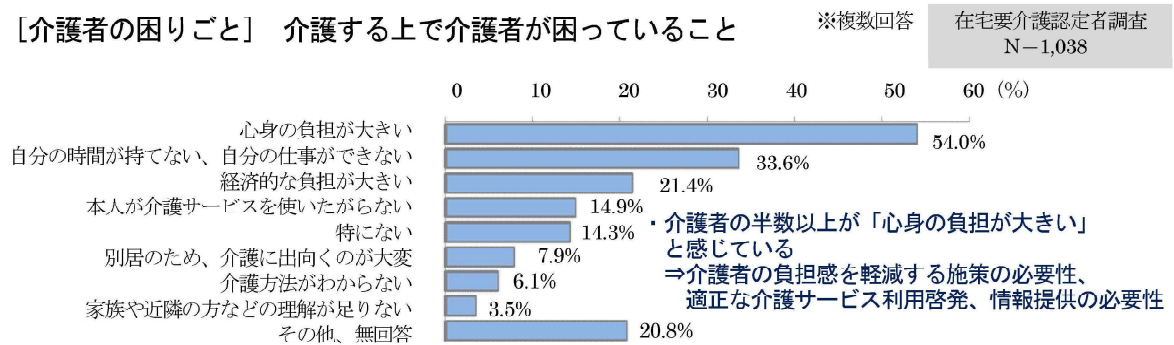
- ・主な介護者のうち、単身世帯またはその他世帯では50%前後の方が働いている
- ・夫婦のみ世帯では働いていない介護者の割合が高い
- ・働いている介護者の約7割弱は何らかの働き方の調整をしている

[介護のための離職] 家族・親族で過去1年間に仕事を辞めた人

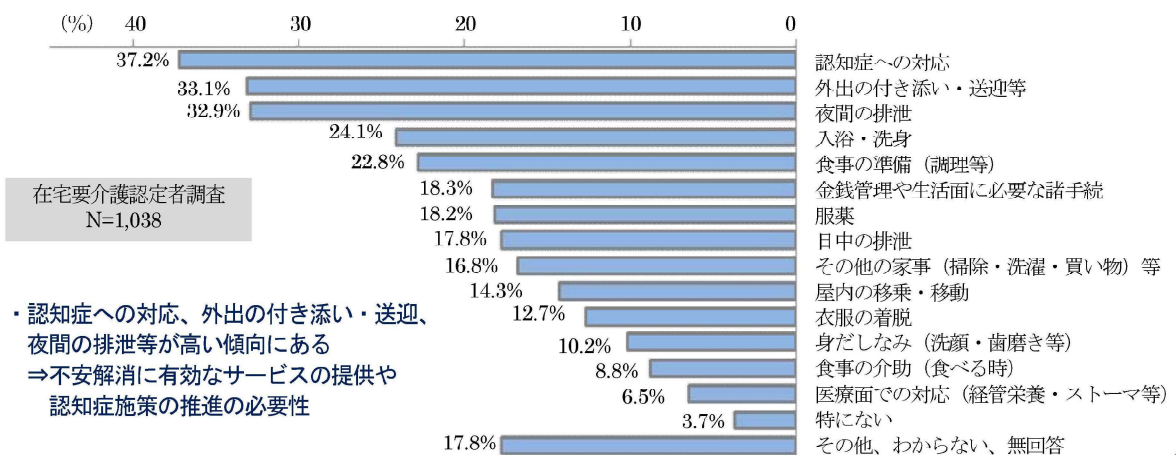


・過去1年間に、介護者や家族・親族で仕事を辞めた人は約1割
 ⇒介護のために離職する人をなくすため、サービス利用のための相談支援体制の充実、介護施設の整備等の施策が必要

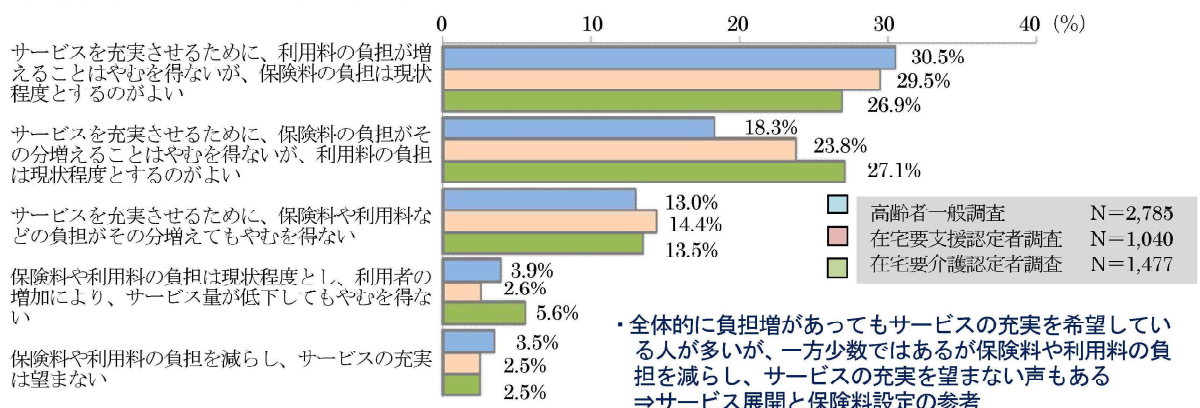
[介護者の困りごと] 介護する上で介護者が困っていること



[介護者が不安に感じる介護] 現在の生活を継続するにあたっての不安



[介護保険サービスの充実と費用負担]



4 介護保険制度改正への対応

令和3（2021）年の介護保険制度改正の趣旨は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な福祉サービス提供体制の構築を支援し、地域共生社会の実現を図ることです。

No.	主な改正点	背景・目的	具体的な改正点
1	地域の特性に応じた認知症施策、介護サービス提供体制の整備等の推進	令和7（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加えて、令和22（2040）年を見据えて介護サービス需要の更なる増加・多様化・保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画の策定にあたり、人口構造の変化の見通しを勘案することが義務づけられました。 ・計画の記載事項として、他分野との連携を踏まえた認知症施策の総合的な推進に関する事項の記載、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況の記載が追加されました。
2	要介護認定制度における更新認定の有効期間の延長	年間の認定件数が増加傾向にあり、申請から認定までに要する平均期間が長期化する中で、要介護認定制度の改善が求められています。	<ul style="list-style-type: none"> ・更新認定後の要介護認定の変化状況等を踏まえて、更新認定の二次判定において直前の要介護度と同じ要介護と判定された場合については、有効期間の上限を36か月から48か月に延長することが可能となりました。
3	食費居住費助成（特定入所者介護サービス費）の見直し	施設サービス等利用者に対する食費・居住費の助成制度における利用者負担額について、適正な負担となるよう所得段階間の均衡を図る必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担段階の第3段階が①本人年金収入額等80万円超120万円以下の段階と②120万円超の段階の2つ区分に変更されます。 ・助成の要件となる預貯金等の基準額が見直されます。
4	高額介護（予防）サービス費の見直し	医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせて変更を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得者のうち、年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の負担上限額を44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円に変更されます。

第4章 基本理念と施策体系

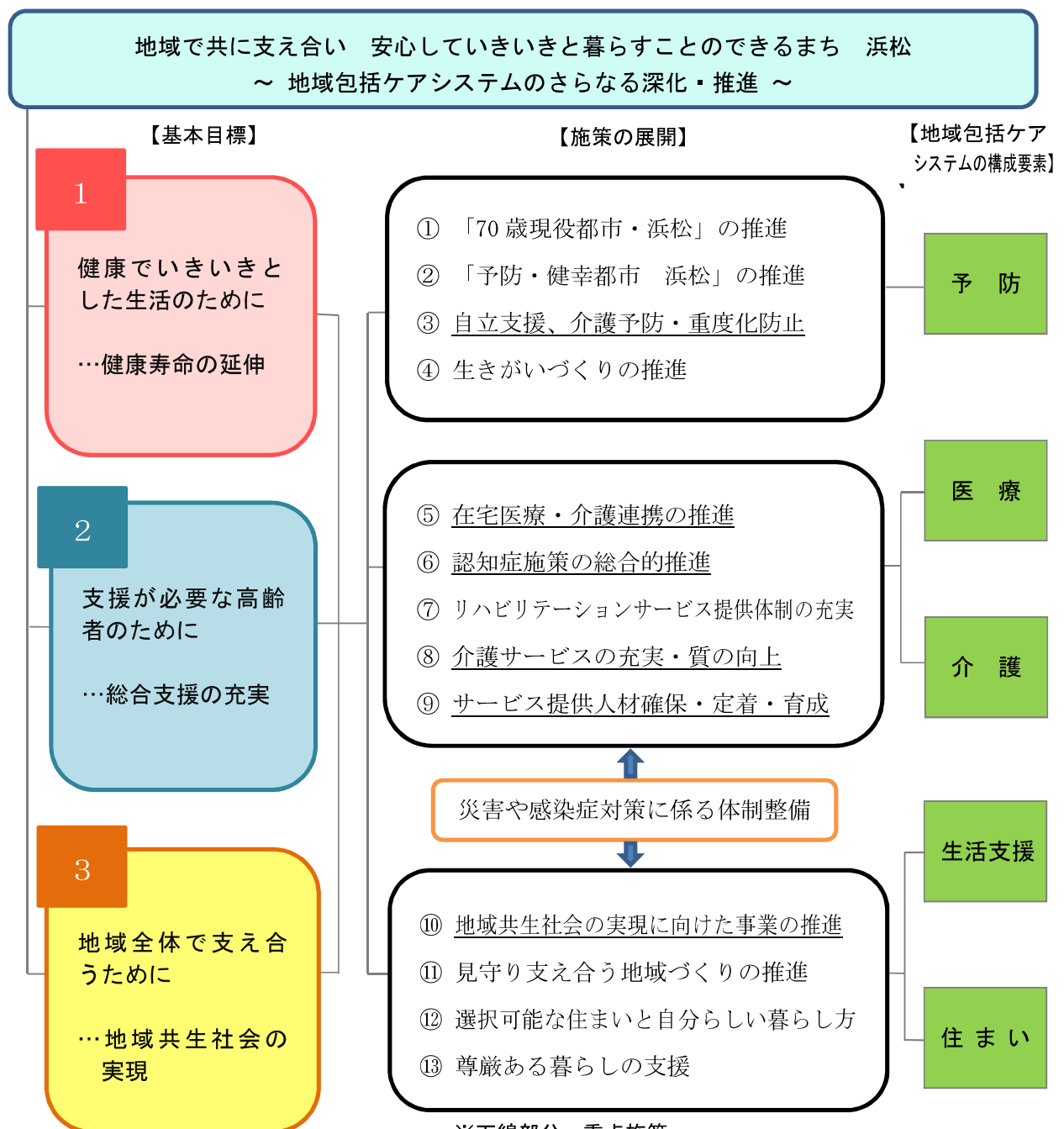
1 基本理念と基本目標

本格的な超高齢社会に突入し、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、高齢者を含めたあらゆる人々が役割を持って、いきいきと活躍し支え合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた施策が重要となります。そのために必要となる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、まずは「予防」、次に「医療」「介護」、それらを取り巻く「生活支援」「住まい」の5つの構成要素につなげていくよう施策を展開していきます。

また、近年の災害発生状況や感染症の流行を踏まえ、平常時からこれらに備えるための体制を整え、災害や感染症が発生してもサービス提供が継続できるよう施策を推進します。

2 施策体系図

【基本理念】

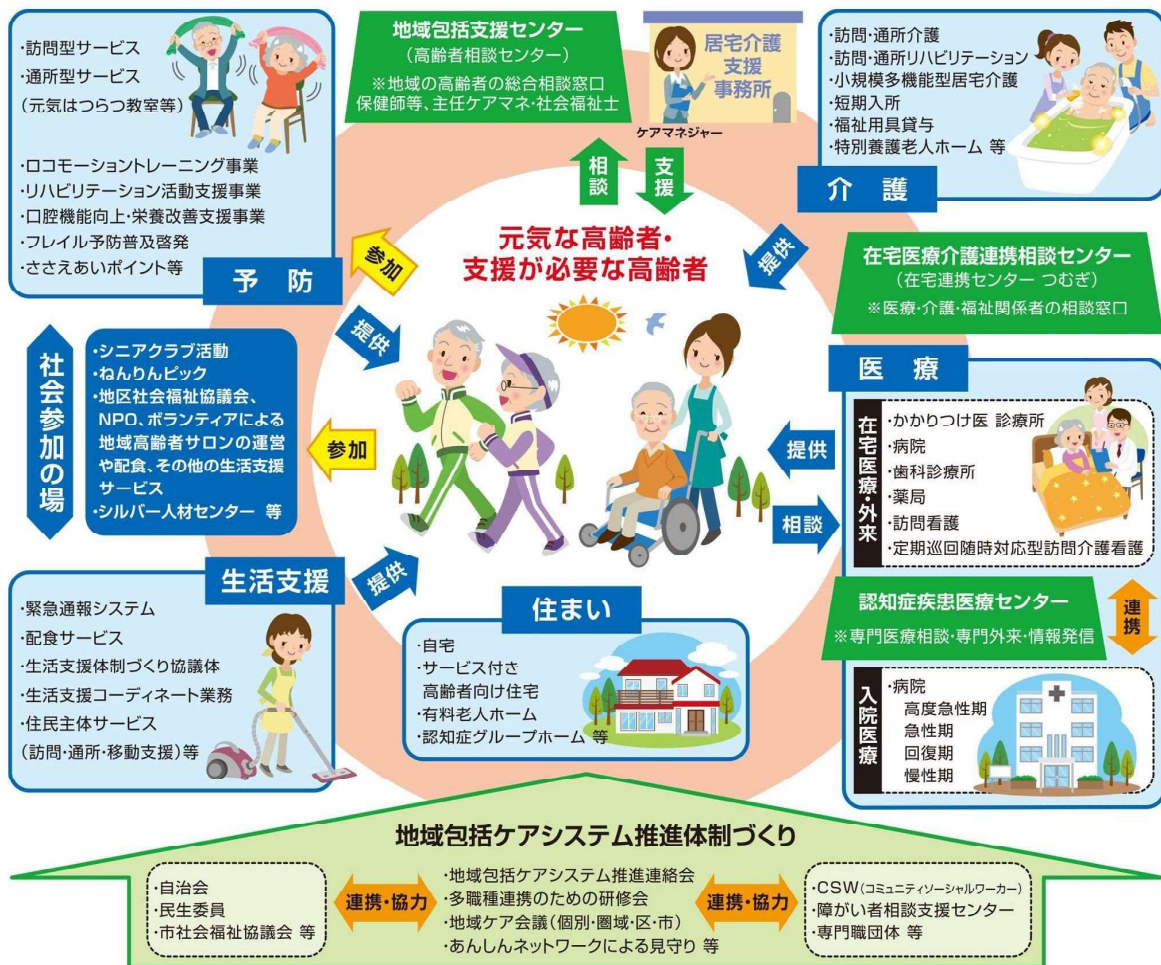


3 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

高齢者が介護や支援が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、「予防」「医療」「介護」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進させる必要があります。また、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳に達することや、認知症高齢者の増加、高齢者が抱える課題の複合化などに対処するため、各分野での連携体制のさらなる強化に取り組むことも必要です。

今後は、地域のあらゆる人々が役割を持ち、支え合いながら、自立した日常生活を営むことができる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図っていきます。

【地域包括ケアシステムの姿】



【コラム1】浜松市は健康寿命ナンバーワン！

健康寿命とは、厚生労働省が3年ごとに発表している「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。

本市の平成28(2016)年の健康寿命は、平成22(2010)年、平成25(2013)年に引き続き全国20大都市の中で男女ともに1位となりました。その要因として「気候が温暖で日照時間が長い」「身近なところから良質な食材を手に入れることができる」「就労率が高く高齢者の社会参加が活発」などの要因が挙げられます。

	男性		女性	
1位	浜松市	73.19歳	浜松市	76.19歳
2位	神戸市	72.54歳	名古屋市	75.86歳
3位	静岡市	72.53歳	相模原市	75.35歳

※20大都市：全国19政令指定都市（2016年は地震で被災した熊本市を除く）に東京都区部を加えた計20都市
※資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

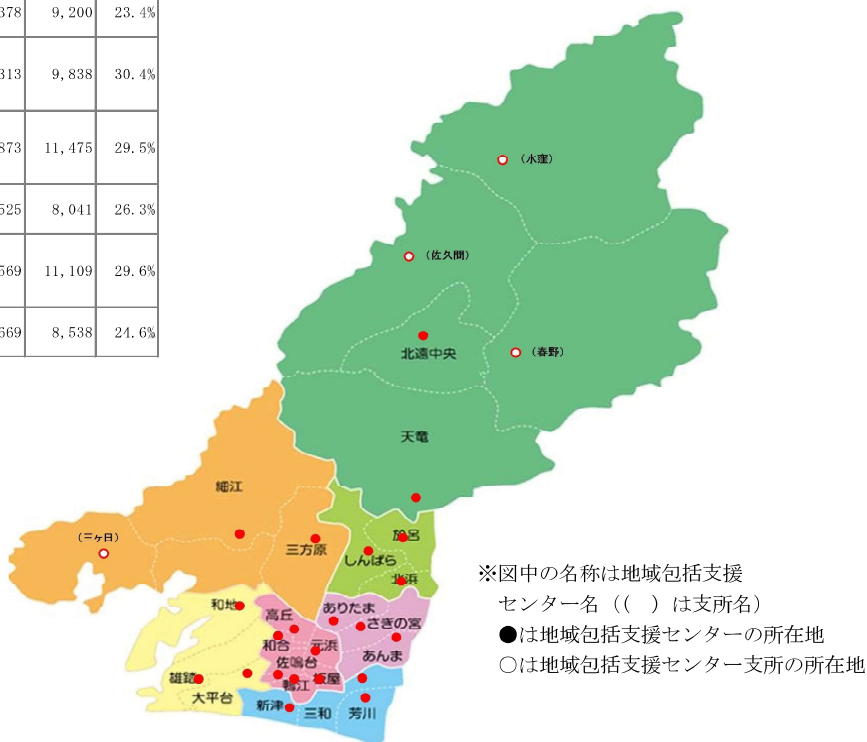
【日常生活圏域と地域包括支援センターの担当圏域図】

高齢者人口の状況、地理的条件、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案して、本市では29の日常生活圏域を設定し、おおむね日常生活圏域ごとに地域包括支援センター22か所と支所4か所を設置しています。

圏域	センター名称	地区	総人口	高齢者人口	高齢化率	総人口	高齢者人口	高齢化率
中区-1	元浜	北	5,690	1,797	31.6%	42,006	10,416	24.8%
		曳馬	36,316	8,619	23.7%			
中区-2	鴨江	西	14,242	4,157	29.2%	33,767	9,323	27.6%
		県居	5,225	1,452	27.8%			
		江西	14,300	3,714	26.0%			
中区-3	佐鳴台	城北	21,850	6,040	27.6%	32,057	8,575	26.7%
		佐鳴台	10,207	2,535	24.8%			
中区-4	和合	富塚	15,694	4,459	28.4%	34,805	9,576	27.5%
		萩丘	19,111	5,117	26.8%			
中区-5	板屋	中央	4,394	1,406	32.0%	40,741	11,068	27.2%
		アクト	9,909	2,468	24.9%			
		江東	17,333	4,537	26.2%			
		駅南	9,105	2,657	29.2%			
中区-6	高丘	萩丘	54,068	13,306	24.6%	54,068	13,306	24.6%
東区-1	ありたま	積志	40,967	10,671	26.0%	40,967	10,671	26.0%
東区-2	さぎの宮	長上	26,692	6,964	26.1%	42,157	11,469	27.2%
		笠井	15,465	4,505	29.1%			
東区-3	あんま	中ノ町	6,203	1,812	29.2%	47,322	11,178	23.6%
		和田	20,559	4,820	23.4%			
		蒲	20,560	4,546	22.1%			
西区-1	大平台	入野	24,496	4,947	20.2%	39,378	9,200	23.4%
		篠原	14,882	4,253	28.6%			
西区-2	和地	庄内	10,051	3,475	34.6%	32,313	9,838	30.4%
		和地	11,443	2,975	26.0%			
		伊佐見	10,819	3,388	31.3%			
西区-3	舞阪	11,527	3,469	30.1%	38,873	11,475	29.5%	
西区-4	雄踏	15,290	4,477	29.3%				
西区-5	神久呂	12,056	3,529	29.3%				
南区-1	新津	新津	14,030	4,165	29.7%	30,525	8,041	26.3%
		可美	16,495	3,876	23.5%			
南区-2	芳川	芳川	24,505	6,616	27.0%	37,569	11,109	29.6%
		河輪	5,174	1,624	31.4%			
		五島	7,890	2,869	36.4%			
南区-3	三和	白脇	21,860	5,409	24.7%	34,669	8,538	24.6%
		飯田	12,809	3,129	24.4%			

圏域	センター名称	地区	総人口	高齢者人口	高齢化率	総人口	高齢者人口	高齢化率
北区-1	三方原	都田	6,524	2,207	33.8%	45,842	11,601	25.3%
		新都田	4,484	730	16.3%			
		三方原	34,834	8,664	24.9%			
北区-2	細江	細江	20,765	6,545	31.5%	47,774	15,853	33.2%
引佐		12,817	4,507	35.2%				
北区-3	三ヶ日支所	三ヶ日	14,192	4,801	33.8%	39,653	10,277	25.9%
北区-4		北浜	39,653	10,277	25.9%			
浜北区-1	北浜	北浜	39,653	10,277	25.9%	35,929	8,841	24.6%
浜北区-2	しんばら	浜名	24,737	5,551	22.4%			
浜北区-3	於呂	中瀬	12,227	3,265	26.7%	24,118	6,846	28.4%
		赤佐	11,891	3,581	30.1%			
		天竜区-1	天竜	18,382	6,920			
天竜区-2	春野支所	春野	4,157	2,146	51.6%			
天竜区-5	北遠中央	龍山	582	374	64.3%	5,784	3,546	61.3%
天竜区-3	佐久間支所	佐久間	3,229	1,954	60.5%			
天竜区-4	水窪支所	水窪	1,973	1,218	61.7%			
合計			802,856	219,813	27.4%	802,856	219,813	27.4%

※総人口・高齢者人口は、令和元（2019）年10月1日現在



※図中の名称は地域包括支援センター名（ ）は支所名
●は地域包括支援センターの所在地
○は地域包括支援センター支所の所在地

【コラム2】 地域包括支援センター 困ったときは相談を！

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的に介護保険法に基づき設置された施設で、「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「保健師等」の3専門職を配置しています。

浜松市では、「高齢者相談センター」の愛称で、地域の高齢者の総合相談窓口として、高齢者本人やその家族、ケアマネジャー等から寄せられる様々な相談に、3専門職それぞれの専門知識や技能を互いに活かしながら、チームアプローチによる相談・支援を行っています。平成30（2018）年度には、アウトリーチ活動（訪問等）を推進し、高齢者人口や相談件数の増加に対応するため、圏域の高齢者人口に応じた3専門職の配置人数を条例で定め、職員数を増やしています。

介護や健康のこと、認知症のこと、家族介護のこと、近所の気がかりな人のこと等、困ったときは地域包括支援センター（高齢者相談センター）へ、お気軽にご相談ください。